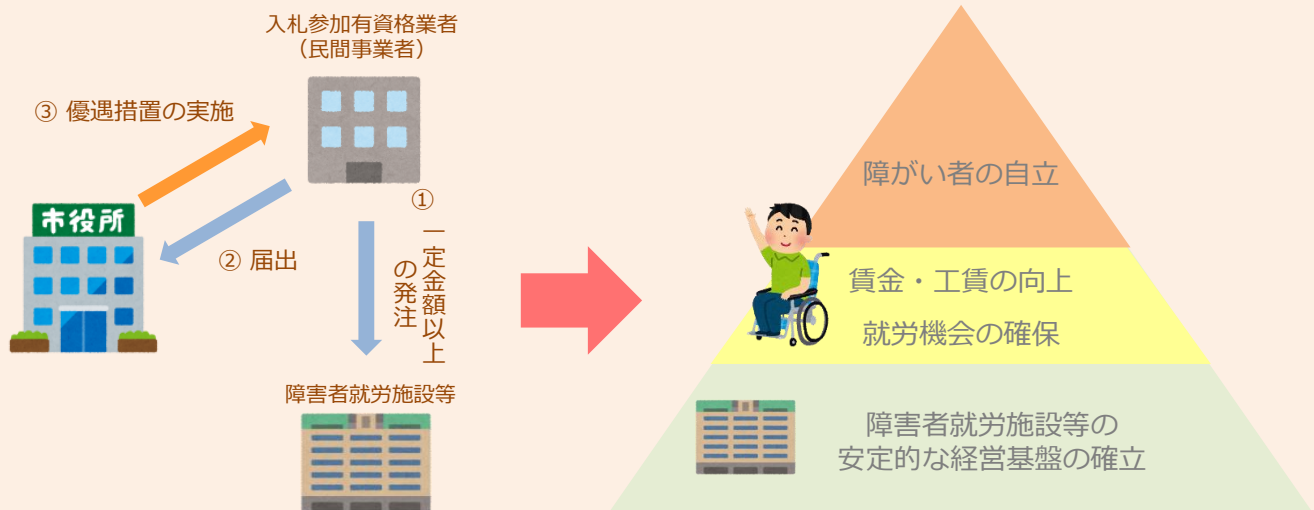


『障がい者優先調達推進企業』を優遇します！

本市の障害者就労施設等へ（※）一定金額以上の物品または役務を発注している入札参加有資格業者を『障がい者優先調達推進企業』として登録し、入札契約制度において優遇します。

※ 就労継続支援A型・B型事業所等をいいます。



対象企業

以下の要件をいずれも満たす者とします。

- (1) 大分市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 大分市内に本店を有する者であること。
- (3) 大分市障がい者就労応援企業として認定されていること。
- (4) 大分市内の障害者就労施設等からの物品又は役務の合計調達金額が前年度において、以下に掲げる金額以上であること。

- ① 常用雇用労働者数43.5人未満の事業者…300万円以上
- ② 常用雇用労働者数43.5人以上の事業者…300万円×法定雇用障害者数 以上

「大分市障がい者就労応援企業」については裏面をご覧ください。



優遇措置の内容

「障がい者優先調達推進企業」に対して以下の優遇措置を実施します。

- (1) 物品の購入、製造の請負、物件の借入れ及び施設維持管理委託業務の契約
 - ア 指名競争入札
1者を追加指名するよう努めます。
 - イ 随意契約
 - (ア) 2人以上の者から、見積書を徴するときは、1者追加選定するよう努めます。
 - (イ) 1人の者から、見積書を徴するときは、選定機会が多くなるよう努めます。
- (2) 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の契約
 - ア 一般競争入札（建設工事のみ）
入札参加制限対象工事の入札公告日において、手持工事を2件から3件までとします。
 - イ 指名競争入札
1者を追加指名するよう努めます。

発注可能な物品・役務

◆物品◆

- 食品類
 - ・パン類
 - ・菓子類
 - ・弁当、ご飯類
 - ・その他食品類 等
- 農産物等
 - ・農産物
 - ・花
 - ・精肉 等
- その他物品
 - ・日用品
 - ・記念品
 - ・玩具 等
- 印刷物
 - ・チラシ・名刺・はがき印刷 等



◆役務◆

- 外作業
 - ・除草
 - ・屋外清掃
 - ・屋内清掃
 - ・農作業 等
- 選別・検品
 - ・選別作業
 - ・検品
 - ・リサイクル作業 等
- 室内軽作業
 - ・封入、封かん
- その他
 - ・パソコン作業（CAD等）
 - ・メール便
 - ・クリーニング 等



お申し込み方法

届出書と添付資料を大分市障害福祉課へご持参またはご郵送にてお送りください。
詳細については大分市ホームページをご覧ください。

障がい者優先調達推進企業

検索



Q 「大分市障がい者就労応援企業」ってなに？」

A 市内の障害者就労施設等に対する以下のいずれかの取り組みによって、働く障がい者を応援していることを認定された民間事業者をいいます。
認定事業者については、認定証・認定マークの贈呈、ホームページでの公表を行います。

- (1) 1年間に5万円以上の物品または役務の発注を行っていること。
- (2) 販売場所の提供を行っていること。
- (3) 作業等についての技術的な助言等を行っていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の就労支援に資すると認められる取り組みを実施していること。（障がい者雇用を除く。）

このマークが
目印です♪



《お申込み・お問い合わせ》

大分市障害福祉課 障害福祉サービス担当班

TEL 097-537-5658 MAIL : syogaifuku@city.oita.oita.jp